

特別養護老人ホーム 潤生園 ご利用料金

社会福祉法人 小田原福祉会

◆サービスご利用料金

サービスのご利用料金は、介護保険適用のサービスと、全額自己負担の食費／居住費 等がございます。

◎ 介護保険適用サービス：自己負担1割の場合の料金目安

(厚労省告示の単位に地域単価を乗じ、目安として自己負担割合1割を表記したもの)

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス(日額)	599円	670円	744円	815円	885円
看護体制加算(Ⅱ)	13単位/日			※1	
夜勤職員配置加算	13単位/日			※2	
精神科医師定期的療養指導	5単位/日			※3	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の8.3%にあたる金額			※4	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の2.3%にあたる金額			※5	
※介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の1.6%にあたる金額			※6	
サービス体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日			※7	
日常生活継続支援加算	36単位/日			※8	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位/日			※9	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位/月			※9	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月			※10	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月			※10	

栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	※11
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13 単位/月	※12
排せつ支援加算（Ⅰ）	3 単位/月	※13
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位/月	※14
自立支援促進加算	300 単位/月	※15

◎ 食費／居住費：自己負担（1日分）

項目	右記以外の方	負担額第3段階②	負担額第3段階①	負担額第2段階	負担額第1段階
食費	1,580 円	1360 円	650 円	390 円	300 円
居住費（個室）	1,150 円	820 円	820 円	420 円	320 円
居住費（多床室）	840 円	370 円	370 円	370 円	0 円

介護保険適用サービスに関する注記（算定の要件概要）

※1 看護体制加算

常勤看護師を1名以上配置（Ⅰ）し、看護職員を常勤換算方で入所者が25又はその端数を増すごとに1名以上配置（Ⅱ）していること。

※2 夜勤職員配置加算

夜勤介護職員・看護職員が、最低基準を1人以上上回っていること。

※3 精神科医師定期的療養指導

精神科医師による定期的な療養指導が月2回以上行われること。

※4 介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員の処遇改善について、必要な要件に適合する場合。

※5 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員の処遇改善について、必要な要件に適合する場合。

※6 介護職員等ベースアップ等支援加算

次の①②を満たす介護サービス事業所等（介護サービス事業所又は介護保健施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む）を対象とします。①介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得していること
②加算額の2/3以上はベースアップ等（基本給又は毎月支払われる手当）の引き上げに使用すること

※7 サービス提供体制強化加算Ⅲ

介護福祉士30%以上介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上、常勤職員が60%以上、勤続7年以上の者が30%以上

※8 日常生活継続支援加算

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則1条各号※に掲げる行為を必要とする利用者が15%以上※日常生活に支障をきたす症状または行動が見られ意思疎通が困難な者

※9 個別機能訓練加算（Ⅰ・Ⅱ）

（Ⅰ）常勤専従の機能訓練指導員を1名以上配置すること

・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して、入所者（利用者）ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画に基づき機能訓練を実施し、評価を行っていること

・開始時及び3か月に1回以上の頻度で、入所者に個別機能訓練計画の内容を説明し、記録している場合。

（Ⅱ）・個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。（LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用）

※10 口腔衛生管理加算（Ⅰ・Ⅱ）

（Ⅰ）・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行う

- ・歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言と指導を行う場合。
 - ・歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示、口腔ケアの内容、介護職員への技術的助言と指導、その他必要な事項を記録している場合。
 - ・入所者の口腔の状態により医療保険による対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるように情報提供を行う場合。
 - ・歯科衛生士が行った口腔衛生管理についての実施記録を管理し、必要に応じて写しを入所者等に対し提供すること
- (Ⅱ)・口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。(LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)

※11 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置している場合。

- ・低栄養状態のリスクが高い入所者に対して、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している場合。
- ・低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応している場合。
- ・入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。(LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)

※12 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）

①入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも、3 か月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している場合。(LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)

②の評価が結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成している場合。

③入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等の状態について定期的に記録している場合。

④①の評価に基づき、少なくとも 3 か月に 1 回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合。

※13 排せつ支援加算（Ⅰ）

① 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所等に評価するとともに、少なくとも 6 か月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用している場合。(LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用)

②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している場合。

※14 科学的介護推進体制加算（Ⅰ・Ⅱ）

①入所者・利用者ごとの心身の状況等（加算(Ⅱ)については心身、疾病の状況等）の基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合。

② サービスの提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

・サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行う場合。

※15 自立支援促進加算

- ①医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6か月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合。
- ② ①の医学的評価の結果、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している場合。
- ③ ①の医学的評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入所者ごとに支援計画を見直している場合。
- ④ イの医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。（LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用）

上記に加え、一定の条件により下記の加算がされます。

- 初期加算； 32円/日
入所日から起算して30日以内の場合。
(30日を超える病院・診療所への入院後に再入所した場合も同様)
- 外泊時費用； 257円/日
入所者が病院・診療所への入院を要した場合及び入所者に居宅での外泊を認めた場合、1月に6日を限度として算出。
(入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない)
- 若年性認知症入所者受入加算； 126円/日
初老期における認知症の方を受け入れた場合。
- 経口維持加算； I：418円/月 II：105円/月
摂食機能障害を有し誤嚥が認められる利用者に対し、医師・歯科医師の指示のもと、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して経口維持計画を作成し、それに従い特別な栄養管理を行った場合。
- 療養食加算； 7円/回（1日3回を限度とする）
食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、入所者の年齢・心身状況により適切な栄養量・内容の食事提供がされた場合。
- 看取り介護加算（下記Ⅱは、施設内で逝去された場合）
 - I▶死亡日以前31日以上45日以下； 75円/日
▶死亡日以前4日以上30日以下； 151円/日
▶死亡日以前2日または3日； 711円/日
▶死亡日； 1,338円/日
 - Ⅱ▶死亡日以前31日以上45日以下； 75円/日
▶死亡日以前4日以上30日以下； 151円/日
▶死亡日以前2日または3日； 816円/日
▶死亡日； 1,652円/日医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、看護師・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行い、当施設または居宅で死亡した場合に、死亡前30日を限度に、死亡月に加算されます。
※退所等の翌月に亡くなった場合、前月分の看取り介護加算に関わる一部負担金の請求が生じる場合があります。
- 安全対策体制加算 21円/
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全

対策を実施する体制が整備されている場合。

○ ADL 等維持加算（I）31 円/月

① 利用者全員について、利用開始月と、当該月翌月から起算して6か月（6か月目にサービス利用がない場合はサービス利用があった最終月）において、Barthel Index を適切に評価できるものが ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。

②利用開始月から起算して6月目の月に測定した ADL 値から利用開始月に測定した ADL 値を控除して得た値に、初月の ADL 値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えた ADL 利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者の ADL 利得を平均して得た値が、1 以上であること。

※利用者負担段階について

食費と居住費について、下記の要件に該当する場合、負担額が軽減されます。※それぞれの市町村の介護保険関係窓口までお問い合わせください。

<小田原市の場合>

小田原市高齢介護課

所在地：〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪300

電話：0465-33-1841

※介護保険の給付対象とならないサービス（食費と居住費以外）

ア) 事務手数料

1ヶ月；1,000円（毎月のご利用料金と一緒に請求させていただきます）

イ) 理髪代（出張による利用サービスをご利用いただけます）

1回あたり；実費

ウ) おやつ代

1日あたり；100円

以上

令和4年10月1日改定

令和 年 月 日

上記のとおり利用料金を説明し、交付いたしました。

特別養護老人ホーム潤生園

説明者氏名

上記のとおり利用料金の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者氏名

家族氏名

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代理人氏名